

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第30号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 8. 24.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

## 選挙運動期間ではない時、UCC 利用選挙運動禁止

- ‘選挙 UCC’とは選挙と関連した内容を含んでいる UCC(User Created Contents:使用者製作コンテンツ)を便宜上称する言葉である。
- ‘選挙 UCC’が選挙法上規制を受けるのは、その表現が特定政党や候補者の当選または落選に有利であったり不利になるようにするための意図が含まれた場合である。したがって選挙に関する単純な意見開陳と意志表示を含んでいる UCC は規制対象ではない。
- ‘選挙 UCC’の期間制限
  - 選挙運動に繋がる‘選挙 UCC’は掲示者と掲示期間に伴う制限を受ける。
  - 何人(なにびと)も選挙運動期間ではない時にはインターネットに掲示・配布できない。
  - 19 才未満など選挙権がない者や選挙運動ができない者は選挙運動期間中にも掲示・配布できない。
  - 何人(なにびと)も候補者とその家族に対し好意または悪意の虚偽事実や誹謗する内容を含んだものを掲示・配布するのは禁止される。

[個人ブログや特定の政治家ファンクラブ ホームページでの運用基準]

- 個人またはファンクラブ ホームページの管理運営者がそのホームページに特定立候補予定者に関する過去経歴、-政策、活動に関するUCC物を掲示するのはその個人またはファンクラブの単純な政治的意思表示行為と見なし、差し支えない。
- ファンクラブ ホームページにその会員などが該当する立候補予定者に関するUCC物を掲示するのは差し支えないが、選挙運動期間前に選挙での支持を薦めるなど、選挙運動に繋がる内容は掲示できない。



在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい！